

業務・産業部門地球温暖化対策支援事業業務委託（緊急雇用創出事業）

仕 様 書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する「業務・産業部門地球温暖化対策支援事業業務」（以下「委託業務」という。）を受注する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定める。

1 委託業務の内容

(1) 目 的

本業務は、業務・産業部門における温室効果ガス排出削減対策として、事業者による地球温暖化対策を支援することを目的とする。

(2) 委託の内容

① 地球温暖化対策計画書の分析及び評価

栃木県生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）第52条第1項の規定に基づき提出される地球温暖化対策計画書について、次の分析及び評価を行い、その結果を文書で提出すること。

ア 温室効果ガス排出量の実績値（削減率を含む）及び目標値の集計・分析（業種ごと、総排出量の規模ごと）

イ 個別事業者ごとの、推進体制、目標設定の考え方、目標の達成要因又は未達成要因の分析内容、温室効果ガスの排出の抑制に係る措置の分析及び評価

なお、ア及びイについては、平成23年9月30日までに分析及び評価を完了させるものとするが、アについては、委託期間が終了するまで継続して分析を行い、必要に応じて分析及び評価の修正を行うこと。

（参考）

平成23年度の地球温暖化対策計画書提出数見込み：20件

② 分析結果に基づく事業者への助言

①イの分析結果に基づき、事業者に対して次のとおり地球温暖化対策に係る助言を行うこと。

ただし、助言は、原則として、訪問の上実施するものとし、1日あたり2事業者の訪問を基本とする。

ア 分析結果を記載した文書を事業者あて送付

イ 分析結果に対する助言を希望する事業者の募集

ウ 希望した事業者を訪問し、分析結果に基づく助言を実施

③ 地球温暖化対策計画策定に係る助言及び条例対象外の事業者で省エネルギーに取り組む事業者への助言

地球温暖化対策計画書の作成に当たり助言を希望する事業者や、条例第 52 条による地球温暖化対策事業者以外の事業者で、節電を含む省エネルギー等の地球温暖化対策に関する助言を希望する事業者に対して、助言を行うこと。

ただし、助言は、原則として、訪問の上実施するものとし、訪問・助言に要する日数は、1 事業者あたり 2 日以内とする。

(参考)

平成 23 年度の助言希望者見込み：22 人・日

④ 環境セミナー等での出張相談

県が実施（委託も含む）する環境関係のセミナー等の機会に設ける相談会で省エネルギー等の地球温暖化対策に関する助言を行うこと。

(参考)

平成 23 年度の相談会開催見込み：3 回（各 2 人対応）

⑤ 温室効果ガス削減優良事業所認定審査資料の作成補助

栃木県が実施する「エコキーパー事業所認定制度」の認定・表彰審査資料の作成の補助を行うこと。

(参考)

平成 23 年度の対象事業所数見込み：60 件

2 委託期間

平成 23 年 6 月 6 日～平成 23 年 12 月 28 日

3 日程等

時期	①地球温暖化対策計画書の分析及び評価	②分析結果に基づく事業者への助言	③地球温暖化対策計画策定に係る助言及び条例対象外の事業者で省エネルギーに取り組む事業者への助言	④環境セミナー等での出張相談	⑤温室効果ガス削減優良事業所認定審査資料の作成補助
6 月	↓	↓	(希望に応じ適宜実施)	↓	↓
7 月					
8 月					
9 月					
10 月					
11 月					
12 月					